

代表者用

建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体代表者用）

令和 年 月 日

（宛先）高 槻 市 長

共同企業体名称

代表者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和 年 月 日付けで貴職に提出しました制限付一般競争入札参加申出書に係る入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

発注番号： 1 2 5 件名： 高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）

1 資格要件等 （各項目の右欄の□にチェックを入れてください）

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと	☐ 該当しません
② 本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されていること	☐ 登録されています
③ 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと	☐ 指名停止期間中ではありません
④ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること	☐ 加入しています
⑤ 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が1,300点以上で、他の構成員の評定値を下回らないこと	☐ 1,300点以上です
⑥ 平成27年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した、国指定特別史跡、史跡、遺跡または公園の整備工事（土木一式工事）で、元請けとして施工実績があること（発掘調査のみの請負は施工実績として認めない）	☐ 施工実績があります
⑦ 「土木工事業」の特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること ※ 特定営業所技術者は配置できない ※ 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする	☐ 許可を有し、配置が可能です

経営事項審査結果の総合評定値に関する事項

経営事項審査結果通知書の「土木一式」の総合評定値	点
--------------------------	---

《裏面もありますので、注意してください》

2 配置予定技術者に関する事項

申込む入札案件の配置予定技術者（高槻市に技術者として登録されている者）の氏名を記入してください。契約締結日まで変更可能です。入札要綱および「配置予定技術者に関する注意事項」をご確認ください。

氏 名	
-----	--

3 施工実績に関する事項

☐	高槻市の施工実績（入札要綱に示すもの）を有している場合は左の□にチェックを入れてください。
--------------------------	---

高槻市以外の発注による施工実績の場合は以下に記入してください。

発注者	件 名	契約年月日
		検査年月日
		平成・令和 年 月 日
		平成・令和 年 月 日

【配置予定技術者に関する注意事項】

建設業法上、技術者の専任を要する工事において、配置予定技術者の兼任等をさせる場合は建設業法に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

国土交通省が定める「監理技術者制度運用マニュアル」で示す要件の概要を以下に示します。

1 特定営業所技術者または営業所技術者（法第26条の5）

監理技術者制度運用マニュアル「二-二（5）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係」より

- （1）配置する工事現場数が1以下
- （2）営業所と工事現場との距離が、一日の勤務時間内に巡回可能で、災害や事故等の発生時に概ね2時間以内で到着できる
- （3）下請次数が3以下である
- （4）工事現場と営業所との連絡その他必要な措置を講ずるための者（同業種で1年以上の実務経験を有するもの）を置いている
- （5）施工体制について情報通信技術を利用する方法により確認できる措置を講じている
- （6）必要事項を記載した人員配置の計画書を工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存している
- （7）工事現場の状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、通信利用が可能な環境が確保されている

2 他の工事と兼任させようとする監理技術者等（法第26条第3項第1号）

監理技術者制度運用マニュアル「三（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例 ①」より

- （1）兼務する工事現場数が2以下
- （2）工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能で災害や事故等の発生時に概ね2時間以内で到着できる
- （3）下請次数が3以下である
- （4）工事現場と営業所との連絡その他必要な措置を講ずるための者（同業種で1年以上の実務経験を有するもの）を置いている
- （5）施工体制について情報通信技術を利用する方法により確認できる措置を講じている
- （6）必要事項を記載した人員配置の計画書を工事現場に備え置き、一定期間営業所で保存している
- （7）工事現場の状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、通信利用が可能な環境が確保されている

3 工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置き、他の工事と兼任させようとする監理技術者（法第26条第3項第2号）

監理技術者制度運用マニュアル「三（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」より

- （1）兼務する工事現場数が2以下
- （2）工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置いていること

資料を確認したうえで、該当する技術者を選定してください。

掲載先：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html